平成30年度第9回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成30年8月7日

担当部・課:総務部総務課[内線4040]

# ① 件 名

石巻地区広域行政事務組合規約の変更について

#### ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

# 【背景】

石巻広域圏の可燃性一般廃棄物を適正に処理するため、石巻市重吉町に「石巻広域クリーンセンター」を建設し、平成14年12月から操業してきた。

これまで、その建設に要した公債費の償還については、関係地方公共団体がそれぞれの負担割合に応じて負担してきたところであるが、平成30年3月の償還をもって終了したことから、当該負担割合を規定した石巻地区広域行政事務組合規約に変更が生じるもの。

# 【目的】

石巻地区広域行政事務組合規約の変更に伴い、関係地方公共団体それぞれの議会の議決を必要 とするもの。

### ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

#### 【根拠法令】

地方自治法(昭和22年法律第67号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

# ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成30年6月 8日 平成30年度石巻地区広域行政事務組合第1回総務幹事会において承認

6月22日 平成30年度石巻地区広域行政事務組合第1回理事会において承認

7月 6日 平成30年石巻地区広域行政事務組合議会第4回全員協議会において説明

# ⑤ 主な内容

規約中、ごみ焼却施設負担金において、平成14年12月に操業開始した「石巻クリーンセンター」建設に要した公債費に係る関係地方公共団体の負担割合を削るもの。

# ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

石巻地区広域行政事務組合ごみ焼却施設負担金の公債費負担金において、平成29年度負担金 実績で81,629千円が皆減となるもの。

(参考:公債費負担割合:石巻市77.62%、東松島市15.72%、女川町6.66%)

# ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

特になし

# ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年 9月 平成30年石巻市議会第3回定例会に議案提出

10月1日 議決書抄本及び協議書を石巻地区広域行政事務組合へ提出

10月 関係地方公共団体(東松島市及び女川町)との協議が成立した日から施行

# 9 その他

特になし